

第二十五條 本組合員ニシテ組合費三箇月以上ノ滞納者ハ除名スル事アルベシ

第二十六條 本組合員ニシテ店主ヨリ不徳ノ行爲ヲ請ケタル場合及ビ店主ニシテ本組合ニ加入セントスル者ヲ妨ケタル場合ハ直ニ理由ヲ附シ事務所又ハ最寄評議員ニ申出デラルベシ

第二十七條 本組合員ハ右條項ヲ遵守スル事

第二十八條 收支決算報告ハ毎々定期總會ニ於テ報告ス

第二十九條 本組合ハ將來労働組合法ノ施行サル、ニ至リシ時直ニ其法律ニ依ル公認組合トナス事アルベシ

第三十條 本組合組長ハ役員會ノ決議ヲ經テ必要ノ條項ヲ追加スル事ヲ得  
但シ總會ノトキ報告スルモノトス